

目 次

議会日誌	1
議長会の動き	3
東京都市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	6
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
全国自治体病院経営都市議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
三鷹・立川間立体化複々線促進協議会	
東京都三多摩地区消防運営協議会	
東京河川改修促進連盟	
多摩地域都市モノレール等建設促進協議会	
青梅市議会新着図書目録	17
要綱・要領等の制定、改廃の状況	18
制定された要綱・要領	20
青梅市市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する取扱基準	以下23件

議 会 日 誌

< 5 月 >

18日 (火)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	令和3年市議会定例会5月招集議会 本会議 [会期の決定、特別委員会辞任の件、議長辞職の件、議長の選挙、副議長辞職の件、副議長の選挙、議会運営委員の選任、常任委員の選任、議案審議]
	午前11:54	福祉文教委員会
	午前11:55	総務企画委員会
	午前11:55	環境建設委員会
	午後 1:02	予算決算委員会
	午後 1:09	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
	午後 1:14	新型コロナウイルス対策特別委員会
	午後 1:52	予算決算委員会理事会
24日 (月)	午前10:00	議会運営委員会
28日 (金)	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員]
31日 (月)	午前10:00	新型コロナウイルス対策特別委員会

< 6 月 >

3日 (木)	午後 3:00	議会運営委員会
7日 (月)	午前10:00	定例記者会見 [市役所会議室—鴨居議長、局長]
10日 (木)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	令和3年市議会定例会6月定例議会 本会議 [議案審議、一般質問]
11日 (金)	午前10:00	本会議 [一般質問]
17日 (木)	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	環境建設委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
	午後 1:29	新型コロナウイルス対策特別委員会
21日 (月)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [議案審議]
	午前10:12	予算決算委員会
	午後 1:59	全員協議会 [<市長提出事項>…1.青梅市市制施行70周

年記念式典の実施について、2.「第7次青梅市総合長期計画」の策定について、3.青梅市立総合病院を当事者とした訴訟事件の概況について]

- 午後 2:58 総合病院建替特別委員会
 午後 2:59 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
 25日(金) 午前 9:15 議会運営委員会
 午前10:00 本会議 [委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議]
 午前11:53 総務企画委員会
 28日(月) 午後 1:30 定期監査講評、例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員]

< 7月 >

- 1日(木) ~ 2日(金) 青梅市休日夜間診療所内覧会
 7日(水) 午後 2:15 西多摩衛生組合議会臨時会 [西多摩衛生組合一大勢待・湖城・迫田議員]
 11日(日) 午後 4:00 東京2020オリンピック聖火リレー点火セレモニー [瑞穂ビューパーク競技場—鴨居議長]
 12日(月) 午後 1:00 議会運営委員会
 13日(火) 午前 9:30 病院事業会計決算審査・経営健全化審査・現地調査 [総合病院会議室、吉川英治記念館等—野島監査委員]
 16日(金) 午前10:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団臨時会 [羽村水道事務所—みねざき・片谷・島崎議員]
 27日(火) 午前 9:15 議会運営委員会
 午前10:00 令和3年市議会定例会7月臨時議会 本会議 [議案審議]
 午前10:08 予算決算委員会
 午後 1:00 東京たま広域資源循環組合議会臨時会・全員協議会 [東京自治会館—久保議員]
 28日(水) 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—野島監査委員]
 29日(木) 午後 2:00 西多摩地区議長会事務局長連絡会議・定例会議 [羽村市役所—鴨居議長、局長]
 午後 2:30 東京都十一市競輪事業組合議会臨時議会 [京王閣競輪場—鴻井・結城議員]
 30日(金) 午前11:00 西多摩地域広域行政圏協議会審議会代表者会議 [市役所会議室—鴨居議長]

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

5月28日（金） 定例総会（書面会議）

* 報告事項（了承）

会務報告 以下5件

* その他

- 1 令和3年度東京都市議会議長会研修計画について
- 2 令和3年度東京都市議会議長会事業計画について
- 3 令和3年度東京都市議会議長会関係役員について
- 4 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

全国市議会議長会

5月26日（水） 定期総会（書面会議）

* 協議事項

- 1 正副会長・監事選任（案）について（原案どおり決定）
- 2 定期総会議案（部会提出議案）について（原案どおり決定）
 - (1) 東日本大震災からの早期復旧・復興について〔東北部会〕
 - (2) 原子力発電所事故災害への対応について〔東北部会〕
 - (3) 水害対策を確実に実施するための支援について〔東海部会〕
 - (4) 新型コロナウイルス感染症対策と地域経済等への支援について〔九州部会〕
 - (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における安定的行政運営のための地方自治体への財政的支援について〔関東部会〕
 - (6) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の更なる充実について〔北信越部会〕
 - (7) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続及び弾力的な運用について〔東海部会〕
 - (8) 地域活性化に資する制度創設等による支援策の拡充について〔関東部会〕
 - (9) 地方議会からの意見書の扱いに係る制度の確立について〔東海部会〕
 - (10) 北方領土問題の早期解決等について〔北海道部会〕

- (11) 北朝鮮による拉致問題の早期解決について [北信越部会]
 - (12) 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について [九州部会]
 - (13) 自治体デジタル・トランスフォーメーション推進への支援について [四国部会]
 - (14) 地域おこし協力隊任期後の定住・定着支援事業の拡充について [四国部会]
 - (15) 緊急防災・減災事業債制度の充実・強化と恒久化について [関東部会]
 - (16) 子ども医療費助成制度の国による制度化について [四国部会]
 - (17) パーキンソン病患者をはじめ難病患者対策の推進を求めることについて [中国部会]
 - (18) 幼児教育・保育の充実について [近畿部会]
 - (19) ひきこもりに対する実効性のある支援策を求めることについて [近畿部会]
 - (20) 水道施設更新・改良に関する国庫補助制度等の拡充と創設について [近畿部会]
 - (21) 北海道の道路整備について [北海道部会]
 - (22) 道路交通網の整備促進について [東北部会]
 - (23) 山陰道の建設促進について [中国部会]
 - (24) 九州における高速交通網等の整備促進について [九州部会]
 - (25) 北海道新幹線の建設促進について [北海道部会]
 - (26) 北陸新幹線の整備促進について [北信越部会]
 - (27) 山陰への高速鉄道の実現について [中国部会]
- 3 定期総会議案（会長提出議案）について
- (1) 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議(案)
 - (2) ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議(案)
 - (3) 新型コロナウイルス対策に関する決議(案)
 - (4) 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議(案)
 - (5) 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議(案)
- 4 部会等推薦役員について（原案どおり決定）
- 5 顧問・相談役委嘱(案)について（原案どおり決定）

西多摩地区議長会

7月29日（木） 事務局長連絡会議・定例会議

○事務局長連絡会議

* 協議事項

- 1 定例会議の運営について
- 2 情報交換
- 3 その他

○定例会議

* 報告（了承）

会務報告

* 議題

- 1 令和2年度西多摩地区議長会事業報告について（了承）
- 2 令和2年度西多摩地区議長会歳入歳出決算及び監査報告について（原案どおり認定）

歳入	予算額	45万6900円	決算額	45万6853円
----	-----	----------	-----	----------

歳出	予算額	45万6900円	決算額	5万2247円
----	-----	----------	-----	---------

差引残額 40万4606円（翌年度へ繰り越し）

- 3 令和3年度西多摩地区議長会事業計画(案)について（原案どおり決定）
- 4 令和3年度西多摩地区議長会歳入歳出予算(案)について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに56万4700円
- 5 令和3年度西多摩地区議長会役員の内選について（原案どおり決定）
会 長 青梅市議会議員
副会長 奥多摩町議会議員
監 事 あきる野市議会議員、檜原村議会議員

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

5月25日（火） 定期総会（書面会議）

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（原案どおり決定）

1 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会役員(案)について

会 長 府中市議会議長

副会長 みどり市議会議長、青梅市議会議長

監 事 戸田競艇企業団議会議長、東京都六市競艇事業組合議会議長

理 事 埼玉県都市競艇組合議会議長、東京都三市収益事業組合議会議長、
東京都四市競艇事業組合議会議長

2 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算(案)について

歳入、歳出ともに 473万2000円（青梅市議会負担金16万4000円）

* その他

全国競艇主催地議会協議会行事予定について

全国競艇主催地議会協議会

5月20日（木） 事務局長会議（書面会議）

* 協議事項（了承）

1 第155回役員会・第137回定期総会の運営について

2 令和2年度事務事業について

3 ボートレース事業の現況について

4 2021年度重要施策事項について

5 令和3年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について

6 令和3年度役員を選出について

7 その他

6月28日（月） 定期総会（書面会議）

* 会員異動報告

* 議事

- 1 令和2年度事務事業について（承認）
 - 2 ボートレース事業の現況について（承認）
 - 3 2021年度重要施策事項について（了承）
 - (1) 事業運営体制の強化
 - (2) 開催支援
 - (3) 売上・収益拡大
 - 4 令和3年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出予算について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに3903万3000円（青梅市議会分担金53万 200円）
- * 令和3年度役員を選任について（原案どおり決定）
- 会 長 唐津市議会議長
- 副会長 府中市議会議長 以下4 議会議長
- 監 事 戸田競艇企業団議会議長 以下5 議会議長

全国自治体病院経営都市議会協議会

5月19日（水） 定期総会（書面会議）

* 事務報告

* 協議

- 1 令和2年度決算について（原案どおり認定）

歳 入	予算額	575万6799円	決算額	575万6726円
歳 出	予算額	575万6799円	決算額	170万3102円
差引残高	405万3624円（翌年度へ繰り越し）			
- 2 令和3年度事業計画(案)について（原案どおり決定）
- 3 令和3年度予算(案)について（原案どおり決定）
歳入、歳出ともに 786万1724円

* 決議(案)について（原案どおり決定）

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど、社会的使命を果たしている。また、地域における新型コロナウイルス感染症への対応の中心となり、その存在・重要性が再認識されている。

我々自治体病院を経営する都市の議会は、住民が居住する地域にかかわらず等しく適切な医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、本格的な人口減少・超高齢社会においても地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供していくためには、自治体病院の経営基盤の安定化を図るとともに、医師の確保、医師偏在の解消が不可欠である。

よって、我々関係都市の議会は、ここに総力を結集し、国に対し、特に次の事項の実現について強く求めるものである。

記

- 一 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療など政策医療や不採算医療に対する財政措置を拡充強化すること。
- 一 医師の地域偏在・診療科偏在を解消するため、医師不足地域における一定期間勤務の義務付け、診療科ごとの必要専門医数の養成と地域への配置など、医療提供体制の均てん化施策を早急に実行すること。
- 一 女性医師・女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所の整備や復職支援の充実など、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進すること。
- 一 医療従事者の働き方改革を推進するため、医師事務作業補助者や看護補助者等の必要人員確保のほか、業務効率化に向けたICT導入経費等に対する財政支援措置を拡充すること。
- 一 救急患者の受入不能という事態を防止するため、地域の現状を踏まえ、救急医療機関の受入能力の拡大など救急医療体制の確保・充実を図ること。
- 一 地域医療構想に関して、再編統合等を議論する際には、各地域の調整会議の結論を尊重し、取組を進めるに当たって生じている課題等を解決するため、更なる支援を講じること。
- 一 大規模な自然災害が頻発する我が国の医療提供体制を確保するため、医療機関の地震災害・風水害・雪害・停電対策等への支援を充実強化すること。
- 一 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、地域の実業に応じた柔軟かつ機動的な活用ができるよう、必要に応じて更なる増額や対象事業の拡充を図ること。

以上、決議する。

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

5月27日（木） 理事会・総会（書面会議）

○理事会

* 会務報告（了承）

* 協議事項（了承）

- 1 令和2年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
- 2 令和3年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算(案)について
- 3 役員の選任について
- 4 総会決議(案)について
- 5 第59回総会の開催について
- 6 その他

○総会

* 報告事項（了承）

1 会務報告

2 委員会報告

(1) 第1委員会（上水）活動経過及び運動方針 武蔵村山市

(2) 第2委員会（下水）活動経過及び運動方針 清瀬市

(3) 第3委員会（道路）活動経過及び運動方針 府中市

* 協議事項

- 1 令和2年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について
(原案どおり認定)

歳入 予算額 185万7000円 決算額 185万6246円

歳出 予算額 185万7000円 決算額 70万4034円

差引残額 115万2212円（翌年度へ繰り越し）

- 2 令和3年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算(案)について
(原案どおり決定)

歳入、歳出ともに 198万5000円

- 3 役員の選任について（原案どおり決定）

会 長 小平市議会議長

副 会 長 八王子市議会議長、日野市議会議長、奥多摩町議会議長

監 事 小金井市議会議長、瑞穂町議会議長

理 事 各市町村議会議長 24人

常任委員

第1委員会 委員長 多摩市議会議員
副委員長 小金井市議会議員、稲城市議会議員、奥多摩町議会議員

第2委員会 委員長 羽村市議会議員
副委員長 調布市議会議員、日野市議会議員、東久留米市議会議員

第3委員会 委員長 武蔵村山市議会議員
副委員長 稲城市議会議員、国立市議会議員、瑞穂町議会議員

4 総会決議(案)について (原案どおり決定)

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会

7月6日(火) 総会(書面会議)

* 議事

- 1 令和2年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業報告
- 2 令和2年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出決算・監査報告
歳入 予算額 629万4349円 決算額 629万3397円
歳出 予算額 629万4349円 決算額 17万4403円
差引残額 611万8994円(翌年度へ繰り越し)

3 令和3年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会事業計画(案)

JR中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業については、三鷹駅から立川駅間の全区間において高架化が完了しました。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに、中央線の複々線化が挙げられています。

本協議会では、連続立体交差事業と同時に都市計画決定しているものの整備未着手である複々線化等を促進するため、下記の事業計画を展開してまいります。

記

- 1 JR中央線三鷹・立川間の複々線化を促進するため、東京都や東日本旅客鉄道株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・東日本旅客鉄道株式会社等関係機関に対し要請活動を展開する。
- 2 沿線市の主体的なまちづくり事業を推進するため、国、東京都への支援を要請する。

- 3 青梅線立川・西立川間三線高架化事業を促進する。
- 4 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集等を行う。

4 令和3年度三鷹・立川間立体化複々線促進協議会歳入歳出予算(案)

歳入、歳出ともに 684万7994円

5 役員改選

* 総会決議

JR中央線三鷹駅立川駅間連続立体交差事業は、平成22年11月に高架化が完了したことで、18ヶ所の踏切が除却され、交通渋滞や踏切事故が解消するなど、大きな事業効果をもたらしている。また、沿線では再開発事業が進められるなど、まちづくりにも大きく寄与していることは、国、東京都をはじめ、地元国会議員、都議会議員の皆様、多大なるご尽力とご支援の賜であると、ここに深く感謝申し上げるものである。

一方、中央線の複々線化事業については、国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」に挙げられているが、平成6年5月の都市計画決定以後、整備未着手となっている。

この事業は、中央線の混雑緩和といった利用者の利便性向上にとどまらず、東京都全体の防災力の強化につながるとともに、都市間連携の強化にも資するなど、事業の多方面にわたる意義はたいへん大きい。また、青梅線、五日市線の輸送力増強や都心へのアクセス利便性の向上にも資するものであり、多摩地域全体の振興のため、複々線化事業及び青梅線立川駅・西立川駅間の三線高架化事業については、一日も早く事業化されるよう強く望むものである。

多額の費用の確保などの課題があるものの、今後とも、国、東京都、東日本旅客鉄道株式会社及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟市町村が一丸となって、沿線各市のまちづくりを進めるなど、事業促進に邁進することをここに宣言する。

右、決議する。

東京都三多摩地区消防運営協議会

5月19日(水) 役員会・通常総会(書面会議)

○役員会

* 議事

- 1 令和2年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告
- 2 令和2年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算
- 3 令和3年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算(案)
- 4 役員の改選について

* 報告事項

令和3年度東京消防庁主要事業について

○通常総会

* 議事

- 1 令和2年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告(了承)
- 2 令和2年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算(原案どおり認定)
歳入 予算額 70万6000円 決算額 70万5827円
歳出 予算額 70万6000円 決算額 18万6843円
差引残額 51万9157円(翌年度へ繰り越し)
- 3 令和3年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算(案)(原案どおり決定)
歳入、歳出ともに66万4000円
- 4 役員の改選について

* 報告事項

令和3年度東京消防庁主要事業一覧表

東京河川改修促進連盟

5月6日(木) 理事会(書面会議)

* 議題

- 1 令和2年度事業報告
- 2 令和2年度歳入歳出決算
- 3 会計監査報告
- 4 令和3年度事業計画(案)
- 5 令和3年度歳入歳出予算(案)
- 6 令和3年度分担金(案)
- 7 大会宣言(案)・大会決議(案)

8 令和4年度役員(案)

6月28日(月) 総会・促進大会(書面会議)

○総会

* 議事

1 令和2年度事業報告

2 令和2年度歳入歳出決算・会計監査報告

歳入 予算額 1117万935円 決算額 1117万69円

歳出 予算額 1117万935円 決算額 103万367円

差引残額 1013万9702円(翌年度へ繰り越し)

3 令和3年度事業計画(案)

4 令和3年度歳入歳出予算(案)

歳入、歳出ともに 1014万702円

* 東京都事業説明

1 河川事業説明

東京都建設局河川部

2 下水道事業説明

東京都下水道局計画調整部

○促進大会

* 意見発表

大田区、立川市、調布市

* 大会宣言(案)

一昨年に発生した「令和元年東日本台風」は、記録的な豪雨により東日本各地で甚大な被害をもたらし、東京都においては、7河川で溢水するなど内水氾濫も合わせ、千棟を超える大規模な浸水被害が発生し、防災・減災対策の必要性を再認識させられたところである。

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後も更なる降雨量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測され、災害リスクの増大への対策が求められている。このような状況下、全国の一級水系において、従来の河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、河川流域全体のあらゆる関係者の協働による流域治水対策への転換が進められているが、その中においても、河川や下水道等の管理者が行うハード対策は、治水対策の根幹であり、加速化と充実強化が必要である。

東京都は平成24年11月に目標整備水準を、区部では時間最大75ミリ、多摩部では時間最大65ミリに引き上げ、いずれも年超過確率20分の1の降雨に対して、調節地

等の整備を行うなど安全度の向上を図っている。

しかし、国の財政は依然として厳しい状況が続いており、被災地への対応や老朽化したインフラ更新等への支援はもとより、予防的な対策として加速度的に実施すべき河川整備や下水道整備に対する予算配分が十分になされていない。

厳しい財政状況下においても、治水対策に必要な財源を確保し、東京全域の河川改修や下水道整備を早期に実現し、安全で潤いがある豊かな生活環境を築くことこそ、本連盟が長年にわたり訴え続けてきた最重要課題であり優先すべき施策である。

ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、千代田区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区の14区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市、の21市、瑞穂町、日の出町の2町及び檜原村の各地域住民は、その総意をもって、国会及び政府並びに東京都に対し、東京全域の河川改修の早期実施など、治水対策の促進を強く要望し、この実現に邁進するものである。

以上、宣言する。

* 大会決議(案)

我々は、水害をなくし、『安全で豊かな住み良い生活環境』及び『水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境』の創出を図るため、ここに、東京河川改修促進連盟促進大会を開催し、その総意に基づき、国会及び政府並びに東京都に対して、次の事項を強く要望する。

記

- 一 激甚化・頻発化する豪雨災害から都民の命と暮らしを守る総合的な治水事業の強力な推進
 - 一 レベルアップした目標整備水準に対応した河川整備の早期実現
 - 一 内水氾濫に対する下水道整備の推進
 - 一 水と緑豊かな潤いあふれる水辺環境の整備
 - 一 迅速な避難に資するためのソフト対策の強力な推進
 - 一 都市河川改修及び下水道整備の更なる推進に必要な財源の確保及び増額
- 以上、決議する。

多摩地域都市モノレール等建設促進協議会

7月6日（火） 総会（書面会議）

* 議事

- 1 令和2年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業報告
- 2 令和2年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出決算・監査報告
歳入 予算額 349万849円 決算額 348万9874円
歳出 予算額 349万849円 決算額 18万5123円
差引残額 330万4751円（翌年度へ繰り越し）

- 3 令和3年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会事業計画(案)

多摩都市モノレール事業は、平成12年1月に、多摩センター駅・上北台駅間の約16km区間が開業し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により1日平均乗車人員は約8万9千人と大きく減少しましたが、平成28年度以降4年連続で14万人を超え、多摩地域の連携を強化する交通ネットワークとして定着しております。

平成28年4月の交通政策審議会の「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申では、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトとして、多摩都市モノレールの延伸が挙げられています。

本協議会では、引き続き関係機関と協力体制をとりながら、次の事業計画を展開してまいります。

記

- 1 全線93km間すべての事業採択へ向けた関係機関への強い働きかけを行う。
 - 2 箱根ヶ崎方面、町田方面、八王子方面の延伸の早期事業化に向け、東京都や多摩都市モノレール株式会社と継続して連携を図るとともに、引き続き、国・東京都・多摩都市モノレール株式会社等関係機関に対し要望活動を展開する。
 - 3 南北方面別の沿線市を中心とした事業促進に向けた活動を展開する。
 - 4 構想路線の早期事業化に向け、促進活動を行う。
 - 5 関連事業も含め、事業に必要な財源確保を、国及び東京都に対し、強く要請する。
 - 6 事業計画、執行に関し連絡調整を行うほか、情報資料の収集を行う。
- 4 令和3年度多摩地域都市モノレール等建設促進協議会歳入歳出予算(案)
歳入、歳出ともに 414万5751円

* 総会決議

多摩都市モノレールは、平成12年1月に多摩センター駅・上北台駅間約16キロが

全線開業し、多摩都市モノレール株式会社の様々なサービス向上の取組などにより、令和元年度には一日平均乗客数は14万3千人を超え、地域住民の足として定着してきた。

これもひとえに国、東京都はもとより、地元国会議員、都議会議員の皆様のご多大なるご尽力とご支援の賜であり、ここに深く感謝申し上げるものである。

令和2年度の1日平均乗客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により約8万9000人と大きく減少したが、今後、東京都の都市力を一層高めていく必要性が増している中で、多摩都市モノレール事業は、多摩地域の振興や連携強化に寄与し、多摩自立都市圏の形成を図る上で重要な公共交通網の根幹をなすものとして、構想路線全線の早期事業化が強く望まれている。

国の諮問機関である交通政策審議会が平成28年4月にとりまとめた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩都市モノレールの「上北台から箱根ヶ崎」、「多摩センターから八王子」、「多摩センターから町田」への延伸が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として挙げられており、早期の事業着手に向け、国、東京都、地元国会議員、都議会議員の皆様には更なるお力添えをお願いするものである。

また、東京都においては令和2年度より「上北台から箱根ヶ崎」延伸の事業化に向けて現況調査及び基本設計等に着手しており、本協議会としても大きく期待している。

今後とも、多摩地域を相互に結ぶ多摩都市モノレール全線93キロの早期開業を期するため、国、東京都及び関係機関に対し、引き続き事業促進を強く求めるとともに、促進協議会加盟の多摩地域全市町村が一致協力し、事業の促進に全力で取り組むことをここに宣言する。

右、決議する。

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(编者)	発行所	発行年	判型
288	皇室 OurImperialFamily(第90号) 令和3年春号	日本文化興隆財団	扶桑社	令3	A4 変形
288	皇室 OurImperialFamily(第91号) 令和3年夏号	日本文化興隆財団	扶桑社	令3	A4 変形
318	青梅市議会会議録 令和2年	—	青梅市議会	令2	A4
349	財政のあらまし 令和2年度下半期財政運営の状況 令和2年度公営企業会計決算の状況 令和3年度予算の概況	東京都財務局 主計部財政課	東京都	令3	A4
369	2021 子育て支援ガイド	—	青梅市子ども家庭部 子ども家庭支援課	令3	A6
651	青梅市森林整備計画	青梅市	青梅市	令3	A4



要綱・要領等の制定、改廃の状況

<令和3年5月～令和3年8月1日現在>

件名	区分	所管
青梅市市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する取扱基準	制定	秘書広報課
青梅市総合長期計画審議会市民委員選考要綱	制定	企画政策課
第7次青梅市総合長期計画策定支援業務委託契約にかかる指名型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	企画政策課
令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付要綱	制定	企画政策課
青梅市広告掲載基準	制定	企画政策課
青梅市広告掲載取扱要綱	改正	企画政策課
青梅市財務会計システムプロポーザル選定委員会設置要綱	制定	財政課
青梅市電力の調達にかかる環境配慮方針	改正	総務契約課
青梅市付属機関等の設置運営に関する指針	改正	文書法制課
青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会設置要綱	制定	防災課
青梅市消防団出場要領	改正	防災課
青梅市における平日夜間の一部窓口業務の取扱時間延長に関する取扱要綱	改正	市民課
青梅市リサイクルセンター基幹的設備改良工事公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	清掃リサイクル課
令和3年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	制定	生活福祉課
青梅市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱	制定	生活福祉課
令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱	制定	介護保険課
令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策買物代行サービス事業実施要綱	制定	高齢者支援課
青梅市休日等保険調剤事業実施要綱	改正	健康課
青梅市休日等診療事業実施要綱	改正	健康課
令和3年度青梅市新型コロナウイルスワクチン接種交通費助成事業実施要綱	改正	新型コロナウイルスワクチン接種担当
令和3年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱	制定	子育て推進課

件 名	区 分	所 管
令和3年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱	制 定	子育て推進課
青梅市施設型給付費等における処遇改善等加算Ⅱにかかる研修実施主体認定要綱	制 定	子育て推進課
令和3年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱	改 正	子育て推進課
青梅市乳幼児ショートステイ事業実施要綱	改 正	子ども家庭支援課
青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金交付要綱	制 定	商工観光課
青梅市緊急農林業経営安定化資金利子補給金交付要綱	制 定	農林水産課
青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会の公募市民選考基準	制 定	住 宅 課
青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会の公募市民募集要領	制 定	住 宅 課
青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会設置要綱	制 定	住 宅 課
青梅市移住・定住促進検討委員会設置要綱	制 定	住 宅 課
令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金交付要綱	制 定	住 宅 課
令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金審査委員会設置要綱	制 定	住 宅 課

制定された要綱・要領

青梅市市制施行70周年記念ロゴマークの使用に関する取扱基準

1 目的

この基準は、市制施行70周年を祝うとともに、青梅市（以下「市」という。）の内外に本市の魅力を広く発信するための青梅市市制施行70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 使用の申請

- (1) ロゴマークを使用しようとする者は、青梅市市制施行70周年記念ロゴマーク使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。ただし、市との共催事業または後援を受けている事業（以下「共催事業等」という。）については、市に使用の連絡をすることにより、申請書の提出に代えることができるものとする。
- (2) 前号ただし書の場合において、使用の連絡を受けた共催事業等の担当課は、秘書広報課長に、その旨の報告を行うものとする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、ロゴマークを市の事業に使用しようとする場合は、当該事業の担当課長が、庁内ネットワーク上の使用申請票により、秘書広報課長に電子的に申請するものとする。

3 使用の承認

- (1) 市長は、前項第1号の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、使用を承認するときは、青梅市市制施行70周年記念ロゴマーク使用承認書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の使用の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。
- (3) 秘書広報課長は、前項第3号の申請があったときは、事業の担当課に承認または不承認の連絡をするものとする。

4 使用の不承認

次のいずれかに該当するものについては、使用を承認しないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがあるもの
- (2) 法令または公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 特定の個人または団体を市が公認しているような誤解を与えるおそれがあるもの

もの

- (4) 特定の政治、思想、宗教または選挙の活動に利用するおそれがあるもの
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

5 申請書提出方法

申請書の提出方法は、電子メール、ファクシミリ、郵送または持参によるものとする。

6 使用可能期間

ロゴマークの使用可能期間は、使用を承認した日から令和4年3月31日までとする。

7 使用料

ロゴマークの使用料は無料とする。

8 データの取得および取扱い

- (1) ロゴマークの使用者（以下「使用者」という。）は、青梅市ホームページからのダウンロードまたは市からの電子メールにより、ロゴマークのデータを取得するものとする。
- (2) 使用者は、ロゴマークの一部変形、一部切取り等の加工をしてはならないものとする。

9 使用物品等の提出および使用状況の報告

- (1) 使用者は、ロゴマークの使用物品等を市に提出するものとする。ただし、ロゴマークをホームページ等への掲載その他の提出が不能な媒体に使用した場合は、市長の指示により、ホームページ等のURLを市に連絡する等の必要な対応を行うものとする。
- (2) 商用に使用した使用者は、青梅市市制施行70周年記念ロゴマーク使用商品販売状況報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。
- (3) 使用者は、ロゴマークの使用状況等について、市長から報告を求められたときは、速やかに応じなければならない。

10 承認の取消し等

市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この基準に定める事項に違反したとき。
- (2) 承認にかかる申請の内容に虚偽があると認めるとき。
- (3) その他ロゴマークを継続して使用することが不相当であると認めるとき。

11 承認を取り消した場合の措置

市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対して、使用物品

等の回収を求めることができる。この場合において、使用者に生じた損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

12 個人情報の取扱い

- (1) 市は、この基準にもとづき収集した個人情報については、ロゴマーク使用の取扱いに関する事務以外の用途では使用しないものとする。
- (2) ロゴマークを使用した個人の氏名および法人・団体の名称は、使用の申請時に特段の申出がない場合は、青梅市市制施行70周年記念事業報告において公表できるものとする。

13 権利の帰属

ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとし、何人も市の権利を侵害できないものとする。

14 免責事項

ロゴマークの使用により使用者または第三者に生じた損害に関して、市は一切の責任を負わないものとする。

15 実施期日

この基準は、令和3年6月8日から実施する。

青梅市総合長期計画審議会市民委員選考要綱

1 目的

この要綱は、青梅市総合長期計画審議会条例（平成23年条例第9号。以下「条例」という。）第3条第1項第3号に掲げる委員（以下「市民委員」という。）の選考に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 選考方法

市民委員は、公募により選考するものとする。

3 応募資格

市民委員に応募することのできる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の区域内に住所を有し、居住していること。
- (2) 応募時点において満18歳以上の者であること。
- (3) 市政に関心があり、青梅市総合長期計画審議会への出席が可能であること。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者であること。
- (5) 青梅市職員でないこと。

(6) 青梅市の他の付属機関等の委員でないこと。

4 応募方法

市民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号および市政において関心のある事項を記載したものを、持参、郵便、ファクシミリまたは電子メールにより青梅市長に提出しなければならない。

5 募集人数

募集人数は、4人とする。

6 選考委員会の設置

(1) 市民委員を選考するため、青梅市総合長期計画審議会公募市民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 選考委員会は次に掲げる者をもって構成する。

ア 委員長 副市長

イ 副委員長 教育長

ウ 委員 企画部長および企画政策課長

7 選考方法等

(1) 選考方法は、書類審査とし、男女各2人を選考するものとする。ただし、性別ごとの応募人数がこれに満たないときは、この限りでない。

(2) 書類審査の結果、合格者が募集人数を超えた場合には公開抽選により決定するものとする。

(3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知するものとする。

8 再公募および公募の例外

(1) 選考委員会は、次に掲げる事由に該当するときは、再公募を行うものとする。

ア 公募期間に応募がなかったとき。

イ 応募者数が募集人数に満たなかったとき。

(2) 前号の規定にかかわらず、選考委員会は、急を要するときその他必要と認めるときは、公募によらないで市民委員を選任することができる。この場合において、選任する市民委員は選考委員会が決定するものとする。

9 失職

市民委員は、第3項第1号から第6号までに掲げる応募資格の要件を満たさなくなったときは、その資格を失うものとする。

10 庶務

市民委員の募集および選考に関する庶務は、企画政策担当課が処理する。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、市民委員の公募および選考に関し必要な事項は、

選考委員会が定める。

12 実施期日等

この要綱は、令和3年5月25日から実施し、市民委員の選考が終了した日の翌日をもって廃止する。

第7次青梅市総合長期計画策定支援業務委託契約 にかかると指名型プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

第7次青梅市総合長期計画の策定支援業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、第7次青梅市総合長期計画策定支援業務委託にかかると指名型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 企画部長
- (2) 副委員長 総務部長
- (3) 委員 環境部長、子ども家庭部長、経済スポーツ部長、都市整備部長、教育部長および企画政策課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員等の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、企画政策担当課が処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年5月25日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市内（以下「市内」という。）において、テレワークスペースを整備しようとする事業者に対して、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内で当該整備にかかる経費の一部を補助し、もって市内のテレワーク環境の向上を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において「テレワークスペース」とは、インターネット等の情報通信技術を活用し、不特定多数の利用者が任意に時間や場所を設定し、仕事を行うことに適した空間であって、机、椅子、電源、Wi-Fi環境、トイレ等の必要な整備が施されたものをいう。

3 補助対象者

令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす法人または個人事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないと認められるもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないもの
- (3) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）による指名停止を受けていないもの
- (4) 市区町村民税を滞納していないもの

- (5) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団および同条第3号に規定する暴力団関係者でないもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当しないもの
- (7) 政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝にかからないもの
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがないもの
- (9) 補助金の補助を受けようとする事業について、他の補助金の交付を受けていないもの

4 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において実施する次の全ての要件を満たす事業とする。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア テレワークスペースの提供を主なサービスとする店舗を設置する事業

イ 既存店舗の一部を改修し、テレワークスペースとして整備するための事業

(2) 市内に本社または事務所を有する事業者が施工するものであること。

(3) 補助金の交付決定後に工事に着手し、補助金の交付申請をした日の属する年度の末日までに完了するものであること。

(4) 補助金の支払が完了してから3月以内に営業を開始できるものであること。

(5) 3年間の事業計画があり、3年以上継続して営業することが見込まれるものであること。

(6) 特定の法人または個人事業者のための事業でないこと。

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、前項第1号のアおよびイの区分に応じ、別表に掲げるところによるものとする。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額以内で青梅市長（以下「市長」という。）が定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、第4項第1号アに該当する事業は150万円、同項同号イに該当する事業は50万円を上限とする。

7 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金事業計画書（様式第2

号)

- (2) 補助事業予定箇所の現況が分かる写真、位置図および平面図
- (3) 補助事業の見積書
- (4) 法人の登記事項証明書または個人事業者であることを確認できる書類
- (5) 市区町村民税の納税証明書
- (6) 申請の資格に関する申立書（様式第3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

8 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

9 補助条件

市長は、補助金の交付に当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 1週間当たり5日以上営業を行うこと。
- (2) 午前8時から午後5時までの時間帯を含む1日当たり6時間以上の営業を行うこと。
- (3) 営業を開始した後も、市が行うテレワークの推進にかかる事業に協力すること。
- (4) その他適正な交付を行うため必要があると市長が認める事項を遵守すること。

10 補助事業の変更等

- (1) 第8項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第5号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについてはこの限りではない。

ア 第7項の規定により提出した事業計画書、補助事業予定箇所または補助事業の見積書の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

- (2) 市長は、前号の申請があった場合において、その内容を審査の上、補助事業の変更または中止もしくは廃止を承認したときは、その旨を令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金（変更・中止・廃止）承認書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

11 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、速やかに令和3年度青梅市テレワークスペース整備事

業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 整備後のテレワークスペースの状況が分かる写真
- (2) 補助事業にかかる工事代金等の領収書の写し
- (3) 補助事業にかかる店舗の所有または貸借の事実を証明する書類（登記事項証明書または貸借契約書の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

12 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認められる場合は、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

13 補助金の支払等

- (1) 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、当該確定金額を支払うものとする。
- (2) 補助事業者は、前号の規定にもとづき補助金の支払を受けようとするときは、令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

14 事業の廃止等の事前協議

補助事業者は、営業開始の日から3年以内に事業を中止または廃止しようとする場合については、あらかじめ市長に協議し承認を受けなければならない。

15 検査

補助事業者は、市長が補助事業の運営、経理等の状況について検査を求めた場合または補助事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

16 決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
 - ウ 第10項の規定により事業の変更または中止もしくは廃止の承認を受け、補助金交付の必要がなくなったとき。
- (2) 市長は、前号の規定により取消しをしたときは、令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、速やかに

補助事業者に通知する。

17 補助金の返還

市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業補助金返還命令書（様式第11号）により、補助事業者に対し、その全部または一部の返還を命ずることができる。

18 状況報告

補助事業者は、営業を開始した日の属する会計年度を含む3か年について、毎年度末における事業の実施状況を令和3年度青梅市テレワークスペース整備事業実施状況報告書（様式第12号）により、市長に報告しなければならない。

19 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか市長が別に定める。

20 実施期日等

- (1) この要綱は、令和3年7月20日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表

区分	対象経費
第4項第1号のアに該当する事業	建設費、解体工事費、外壁工事費、屋根改修工事費、内装工事費、塗装工事費、建具工事費、空調設備工事費、給排水設備工事費、電気通信設備工事費、左官工事費、防犯設備費、備品購入費、住宅分離工事費、害虫等駆除等の薬剤散布費、清掃およびクリーニング費、車庫の設置費および設計・デザイン費ならびに広告宣伝費
第4項第1号のイに該当する事業	内装工事費、塗装工事費、建具工事費、電気通信設備工事費および備品購入費ならびに広告宣伝費 ※広告宣伝内容には、テレワークスペースの設置や利用に関する内容が主に含まれていること。

青梅市広告掲載基準

1 目的

この基準は、青梅市広告掲載取扱要綱（平成18年10月1日実施。以下「要綱」という。）第3項に規定する掲載できる広告の範囲について、必要な事項を定め広告掲載の可否の審査（以下「審査」という。）を適正に行うことを目的とする。

2 審査の留意事項

審査に当たっては、要綱およびこの基準にもとづき、公共性、公益性、社会情勢、市民への影響等に十分配慮するとともに、広告媒体の性質に応じた判断を行うものとする。

3 掲載できる広告の業種または事業者の条件

次に掲げる業種または事業者でないこと。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業に該当する業種
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等である事業者またはそれらに係る事業者（以下「暴力団等事業者」という。）
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業とされる業種
- (4) 占いまたは運勢判断に関する業種
- (5) 興信所、探偵事務所その他主として私的な秘密事項の調査または取扱いに関する業種
- (6) 法令に定めのない医療類似行為を行う業種
- (7) 各種法令に違反している事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 市の市民相談窓口等に市民からの苦情相談があり、市がその内容を悪質と認める事業者
- (10) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）により、指名停止を受けている事業者
- (11) その他青梅市長（以下「市長」という。）が広告を掲載する業種または事業者として適当でないと認めるもの

4 掲載できる広告の条件

次に掲げる内容でないこと。

- (1) 市の公共性、中立性または品位を損なうおそれのあるもの

- (2) 人権侵害、差別または名誉毀損のおそれがあるもの
- (3) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
- (4) 市の事業運営に支障をきたすおそれのあるもの
- (5) 非科学的または迷信に類するもの
- (6) 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 暴力、犯罪、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、または助長するもの
- (9) 残酷な描写またはわいせつ性を連想させるもの
- (10) 未成年者の心身に有害なもの
- (11) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
- (12) 暴力団等事業者の利益につながるもの
- (13) 政治活動を主目的とするもの
- (14) 宗教団体による布教活動を主目的とするもの
- (15) 公の選挙または投票の事前運動に該当するもの
- (16) 誇大表現もしくは根拠のない表示であるものまたは誤認を招きやすいもの
- (17) 射幸心を著しくあおるもの
- (18) 虚偽の内容を表示するもの
- (19) 個人または団体などの意見広告
- (20) 市が広告を掲載する者を支持し、またはその商品もしくはサービス等を推奨し、もしくは保証しているかのような表現のもの（市が別に認証等を行っている商品またはサービス等にかかるものを除く。）
- (21) 前各号に掲げるもののほか法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (22) その他市長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

5 掲載広告の表示基準

掲載広告の表示基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 著作権および肖像権を侵害しないこと。
- (2) 関係法令、業種ごとに定められている広告表示基準等を遵守すること。
- (3) 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。
- (4) 比較広告については、主張する内容が客観的に実証されていること。

6 バナー広告に関する基準

市のWEBページにリンクする広告（バナー広告）については、当該広告のリンク先であるWEBページの内容についても、直接掲載する広告と同様にみなして審

査し、掲載の可否を決定するものとする。

7 広告掲載者に関する確認

(1) 市長は、必要と認めるときは、広告掲載者にかかる必要な許可、免許等の有無、業界団体等への加盟状況、広告表示関連法令等の違反の有無等について、広告掲載者に確認をするものとする。

(2) 市長は、広告掲載者または広告内容が本基準に抵触しないか確認する必要がある場合は、広告掲載者に対し、信用性および信頼性を確認できる資料の提出を求めることができる。

8 広告媒体ごとの基準

市長は、必要と認めるときは、広告媒体の性質に応じた広告媒体ごとの基準を別に定めるものとする。

9 実施期日

この基準は、令和3年8月1日から実施する。

青梅市財務会計システムプロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

財務会計システムの更新に当たり、その業務の履行に最も適したものの選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市財務会計システムプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員9人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 財政課長
- (2) 副委員長 会計課係長および財政課主査
- (3) 委員 次のアからカまでの業務を担当する課の職員
 - ア 情報システム管理業務担当（情報システム課）
 - イ 検査管理業務担当（検査担当）
 - ウ 公有財産・資産管理業務担当（総務契約課）

エ 契約管理・業者管理業務担当 (総務契約課)

オ 予算執行・備品管理業務担当 (会計課)

カ 予算編成・公会計等業務担当 (財政課)

4 委員長の職務および代理

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、財政課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年6月15日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会設置要綱

1 設置

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第13条の規定にもとづく青梅市国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項の調査および検討を行うため、青梅市国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。
 - ア 委員長 市民安全部長
 - イ 副委員長 企画部長および総務部施設担当部長
 - ウ 委員 企画政策課長、財政課長、防災課長、下水管理課長、下水工務課長、子育て推進課長、管理課長、土木課長、計画保全課長、住宅課長および教育総務課長
- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員にすることができる。

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

6 部会

- (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について専門的な検討を行うため、部会を置くことができる。
- (2) 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
- (3) 部会は、委員長が特に必要があると認めるときは、前号に定める者以外の者を出席させ、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、必要に応じて委員会の調査、検討経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、防災担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年5月25日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

青梅市リサイクルセンター基幹的設備改良工事 公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市リサイクルセンターの基幹的設備改良工事を実施するに当たり、その工事の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市リサイクルセンター基幹的設備改良工事公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 技術提案書等の審査および契約の相手となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、委員5人をもって組織し、それぞれ次の職にあるものをもってこれに充てる。

- (1) 委員長 環境部長
- (2) 副委員長 総務部施設担当部長
- (3) 委員 環境政策課長、清掃リサイクル課長および施設課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その説明および意見を聴くことができる。

7 報告

委員長は、委員会の会議で協議した結果をまとめ、青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、清掃リサイクル課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年6月1日から実施し、第7項の規定による結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

令和3年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱

1 目的

この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）にもとづく保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）またはその世帯に属する学童もしくは生徒に対する各種給付金を、青梅市が予算の範囲内において支給することにより、本人および世帯の自立助長を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第1条に規定する学校および教育法第134条に規定する各種学校のうち、別表第1に掲げる学校に在学中の者を学童、別表第2に掲げる学校に在学中の者を生徒という。
- (2) 春・夏・冬季健全育成費 被保護世帯の学童・生徒が春季、夏季および冬季休業中に実施される野外活動等に参加するときに要する経費をいう。
- (3) 学童服 学童・生徒の通学用被服をいう。
- (4) 運動衣 学童・生徒の体育授業に用いるトレーニングシャツ、パンツ等をいう。
- (5) 自立援助金 被保護世帯の生徒または就職に伴い被保護世帯から転出した生徒が、別表第2に掲げる学校を卒業と同時に継続的な就労に従事するときに支給されるものをいう。
- (6) 修学旅行支度金 学童または生徒に対し修学旅行に参加する際に必要な参加支度費をいう。

3 事業の種類、支給要件等

事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その内容および支給要件については別

表第3に掲げるものとする。

- (1) 春・夏・冬季健全育成費の支給
- (2) 学童服および運動衣の支給
- (3) 自立援助金の支給
- (4) 修学旅行支度金の支給

4 支給金額、支給時期および支給方法

支給金額、支給時期および支給方法は、別表第3に掲げるものとする。

5 実施期日等

この要綱は、令和3年6月1日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

別表第1（第2項関係）

1	小学校
2	義務教育学校の前期課程
3	特別支援学校の小学部
4	外国人学校の初等部

別表第2（第2項関係）

1	中学校
2	義務教育学校の後期課程
3	中等教育学校の前期課程（保護の実施機関が就学を認めた場合に限る。）
4	特別支援学校の中学部
5	外国人学校の中等部

別表第3（第3項、第4項関係）

事業の種類	内容	支給要件	支給金額	支給時期および方法
春・夏・冬季健全育成費の支給	被保護世帯の学童・生徒に対し、春・夏・冬季休業中の野外活動等に参加する費用を支給するもの	<ol style="list-style-type: none"> 1 支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。 2 支給日の前月2日から支給日までに、法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯で支給日以降おおむね1月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。 3 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中（通所 または通学している者を除く。）の者には支給しない。 	1人当たり 3,300円	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。
学童服・運動衣の支給	被保護世帯の学童・生徒に対し、「こどもの日」の行事の一つとして、学童服および運動衣の購入費を支給するもの	<p>次の各項に該当し、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する学童・生徒とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みのある世帯（保護停止中の場合を含む。）に属する学童・生徒とする。 2 令和3年4月2日から令和3年5月5日までに法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯で、同年5月6日以降おおむね1月以上にわたり継続して保護を適用する見込みのある世帯に属する学童・生徒とする。 3 1および2の学童・生徒に対する学童服の支給について、別表第1および別表第2に掲げる学校の1年生を除くものとする。ただし、外国人学校在学者は、この限りではない。 4 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中（通所 または通学している者を除く。）の者には支給しない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学童服 1人当たり 11,400円 2 運動衣 1人当たり 4,100円 	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。
自立援助金の支給	被保護世帯の生徒で、中学校を卒業し、就職する者に対し、就職支度金を支給するもの	<p>次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯で同日以降おおむね2月以上にわたり継続して生活保護を適用する見込みがある世帯に属する生徒とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年4月1日現在、法にもとづく被保護世帯（保護停止中の場合を含む。）の生徒または同年3月中に被保護世帯（保護停止中の場合を含む。）から就職に伴い転出した生徒とする。 2 別表第2に掲げる学校を卒業し、令和3年4月末日までに継続的な就労に従事するか、または同日までに継続的な就労に従事することが見込まれること。 3 別表第4に掲げる児童福祉施設（通所者を除く。）から直接就職する者でないこと。 	1人当たり 51,500円	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。

修学旅行支 度金の支給	被保護世帯の別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生に対し、修学旅行に参加するときに必要な参加支度金を支給するもの	次の各項に掲げるものに該当する者で、支給日の前月1日現在、法にもとづく被保護世帯および支給日までに法にもとづくいずれかの扶助を開始した被保護世帯に属する学童・生徒とする。 1 当該事業年度4月1日から同3月31日までに修学旅行に参加する別表第1に掲げる学校に在学する小学6年生または別表第2に掲げる学校に在学する中学3年生であって修学旅行日現在、被保護世帯(保護停止中の場合を含む。)に属する学童・生徒とする。ただし、他の事業実施機関により、すでに同一修学旅行に対する参加支度金の支給を受けている者を除く。 2 別表第4に掲げる児童福祉施設または学校に入所中(通所または通学している者を除く。)の者には支給しない。	1 小学6年生 1人当たり 4,300円 2 中学3年生 1人当たり 8,500円	1 原則として12月に支給する。 2 現金で支給することとし、その支払場所は、従前の生活保護費支給において指定されたところとする。
----------------	--	---	--	--

別表第4

生活保護世帯に対する法外援護事業の支給対象とならない児童福祉施設または学校

1	福祉型障害児入所施設
2	医療型障害児入所施設
3	児童自立支援施設
4	児童養護施設
5	特別支援学校(寄宿舍)

令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱

1 目的

本要綱は、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して、新たな就労による自立または自立が困難な場合には生活保護の受給へつなげるため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領(令和3年6月11日付け社援発0611第7号別紙)にもとづき、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「自立支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定める

ことを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 常用就職 期間の定めのない労働契約または6月以上の労働契約による就職をいう。

(2) 職業訓練受講給付金 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。

3 支給対象者

自立支援金の支給対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、自立支援金をすでに他の地方公共団体から受けている者を除く。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付(以下「再貸付」という。)を受けた者であって、自立支援金の申請をした日(以下「申請日」という。)の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来しているもの

イ 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であるもの

ウ 再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となった者

エ 再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったが支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかった者

(2) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること。

(3) 申請日の属する月における、自立支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)および当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者の収入の額を12で除して得た額(以下「基準額」という。)および昭和38年4月1日厚生省告示第158号(生活保護法による保護の基準を定める等の件)による住宅扶助基準にもとづく額(以下「住宅扶助基準にもとづく額」という。)を合算した額以下であること。

(4) 申請日における申請者および当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する

金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 公共職業安定所に求職の申込みをし、常用就職を目指し、次に掲げる求職活動を行うこと。

(ア) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

(イ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。

(ウ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行い、または求人先の面接を受けること。

イ 生活保護を申請し、当該申請にかかる処分が行われていない状態にあること。

(6) 生活保護費または職業訓練受講給付金を現に受給していないこと。

(7) 偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと。

4 求職活動等要件

支給対象者は、自立支援金の支給期間中、常用就職に向けて前項第5号アに掲げる求職活動と同様の活動を誠実かつ熱心に行わなければならない。ただし、支給期間中に生活保護を申請し、当該申請にかかる処分が行われていない間については、この限りでない。

5 自立支援金の支給額

自立支援金は、1月ごとに支給し、次の各号に掲げる申請者の世帯に属する者の数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 1人世帯 6万円

(2) 2人世帯 8万円

(3) 3人以上世帯 10万円

6 支給期間

自立支援金の支給期間は、3月とする。

7 自立支援金の申請期間

自立支援金にかかる申請期間は、青梅市長（以下「市長」という。）が別に定める日から、令和3年8月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを延長することができる。

8 自立支援金の申請の方式

申請者は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書（様式第1号の1。以下「自立支援金申請書」という。）および新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書（様式第1号の2。以下「自立支援金確認書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ア 再貸付にかかる借用書の写しその他の第3項第1号に該当することを証する

書類

イ 申請者および当該申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

ウ 申請者および当該申請者と同一の世帯に属する者申請日において有している金融機関の口座の通帳等の写し

エ 第3項第5号イに該当する場合、生活保護の申請を行っていることを確認できる書類の写し

オ その他市長が必要と認めるもの

9 公共職業安定所への求職申込みの求め等

(1) 市長は、申請者が公共職業安定所への求職申込みを行っていないときは、申込みを行うよう求めるものとする。ただし、当該申請者が生活保護を申請し、当該申請にかかる処分が行われていない間については、この限りでない。

(2) 申請者は、公共職業安定所から求職受付票の交付を受けたときは、当該受付票の写しを市長に提出しなければならない。

10 審査および支給決定等

(1) 市長は、第8項の規定にもとづき申請者から提出された自立支援金申請書および添付書類を審査の上、支援金の支給の可否を決定し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書(様式第2号)または新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(2) 市長は、支援金の支給を決定したときは、申請者に対し、求職活動等状況報告書(様式第4号)、自立相談支援機関相談確認書(様式第4号別紙)、職業相談確認票(様式第5号)および常用就職活動状況報告書(様式第6号)を交付し、求職活動等の報告を求めるものとする。

11 支給方法

自立支援金の支給は、申請者から指定された金融機関の口座への振り込むことにより行うものとする。

12 常用就職および就労収入の報告

(1) 自立支援金の支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、常用就職したときは、常用就職届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(2) 前号の届出を行った受給者は、当該届出を行った月以降毎月1回、収入額が確認できる書類の提出をすることにより、市長に就労収入の報告をしなければならない。

13 支給の中止

(1) 市長は、受給者が次のいずれかの事由に該当する場合は、次に定めるところにより自立支援金の支給を中止するものとする。

ア 受給者が、受給中に第4項に該当していないことが判明した場合、原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。

イ 受給者が、常用就職により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額および住宅扶助基準にもとづく額を合算した額を超えた場合、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止する。

ウ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合、ただちに支給を中止する。

エ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、ただちに支給を中止する。

オ 支給決定後、受給者または受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、ただちに支給を中止する。

カ 受給者が生活保護を受給した場合は、支給を中止する。

キ 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合は、支給を中止する。

ク 受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合は、ただちに支給を中止する。

ケ 前記アからクまでに定めるほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

(2) 市長は、前号の規定により自立支援金の支給を中止した場合には、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給中止通知書(様式第8号)を当該受給者に交付するものとする。

14 不当利得の返還

市長は、自立支援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者に対し、すでに支給した自立支援金の返還を求めるものとする。

15 受給権の譲渡または担保の禁止

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

16 関係機関との連携等

(1) 市は、自立支援金の支給決定のために特に必要と認めるときは、自立支援金確認書で取得している同意の範囲内で、官公署その他の関係機関等に対し、支給決定のために必要な資料の提供を求めることができる。

(2) 市長は、受給者等の状況等について自立相談支援機関、福祉事務所および青梅市社会福祉協議会と情報共有その他の連携を図ることにより、事業の円滑な実施

および支援金の支給期間終了後の支援への円滑な移行に努めるものとする。

17 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

18 実施期日等

(1) この要綱は、令和3年7月6日から実施し、同年7月1日から適用する。ただし、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

(2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき支給された自立支援金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、介護サービス事業所等および障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が実施する、新型コロナウイルス感染症対策（以下「感染症対策」という。）に要する経費の一部を補助することに関し必要な事項を定め、もって事業所の事業継続体制の構築を支援することを目的とする。

2 補助対象事業所

令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象となる事業所は、青梅市内に所在し、令和3年12月28日までに東京都（以下「都」という。）もしくは青梅市（以下「市」という。）から指定を受け、または都に登録もしくは届出を行ったものであって、感染症対策を徹底した上でサービス提供を行うものとして青梅市長（以下「市長」という。）が認める次のいずれかに該当するものとする。ただし、青梅市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年条例第37号）第6条第1項の規定により、市長から指定管理者としての指定を受けて運営されているものを除く。

(1) 別表第1の左欄に区分される介護サービス事業所等

(2) 別表第2の左欄に区分される障害福祉サービス事業所（複数のサービス区分にかかる指定を受けている場合は、指定事業所番号ごとに取り扱うものとし、同一の指定事業所番号で複数の指定を受けている場合であっても一つの事業所とし

て取り扱うものとする。)

3 補助対象除外事業所

前項の規定にかかわらず、第6項の規定により補助金の交付申請をしようとする事業所（以下「申請者」という。）が次のいずれかに該当するときは、補助対象事業所としない。

- (1) 交付申請時において、休止または中止により利用者の受入れを行っていないとき。
- (2) 令和3年4月1日以降における利用者の受入れの実績が3月に満たないとき。
- (3) 市および都が実施する指導検査における文書指摘事項について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないときまたは改善の見込みがないとき。

4 補助対象経費

補助金の補助対象となる経費は、感染症対策に要する次に掲げる消耗品および備品の購入経費とする。

- (1) 個人防護具（マスク、手袋、キャップ、ゴーグル・フェイスシールド、ガウン・エプロン等）、消毒液その他の消耗品
- (2) 空気清浄機、非接触型体温計、自動消毒液噴霧器、アクリル板、パーテーション、ビニールカーテンスタンドその他の備品

5 補助金額

補助金の補助金額は、別表第1および別表第2の左欄に掲げるサービス区分ごとに同表の右欄に定める補助上限の範囲内で、市長が定める額とする。

6 補助金の交付申請

申請者は、令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定等

- (1) 市長は、申請者から前項の規定による補助金の交付申請があった場合において、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 補助金は、第9項の規定にかかわらず、前号の規定による補助金の交付決定を受けた事業所（以下「交付決定事業所」という。）の請求にもとづき、概算払の方法により交付することができる。

8 実績報告の提出

交付決定事業所は、補助対象にかかる消耗品および備品の購入を全て完了した日

から起算して1月を超えない日または令和4年4月15日のいずれか早い日まで、令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

9 補助金の額の確定等

市長は、前項の規定による実績報告書を受けた場合において、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告にかかる補助事業の成果がこの交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定事業所に通知するものとし、交付決定事業所の請求にもとづき、補助金の支払を行うものとする。

10 決定の取消し

市長は、交付決定事業所が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは交付の決定にもとづく命令に違反したとき。

11 補助金の返還

- (1) 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、交付決定事業所に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- (2) 市長は、第9項の規定により交付決定事業所に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、交付決定事業所に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

12 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

13 実施期日等

- (1) この要綱は、令和3年7月12日から実施し、同年4月1日から適用する。ただし、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづいて交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続については、なお従前の例による。

別表第1（第5項関係）

サービス区分	補助上限
介護老人福祉施設（短期入所生活介護を含む。）	150,000円
介護老人保健施設（短期入所療養介護を含む。）	150,000円
介護療養型医療施設（短期入所療養介護を含む。）	150,000円
訪問介護（総合事業を含む。）	80,000円
訪問入浴介護（予防を含む。）	80,000円
訪問看護（予防を含む。）	80,000円
訪問リハビリテーション（予防を含む。）	80,000円
通所介護（総合事業を含む。）	80,000円
通所リハビリテーション（予防を含む。）	80,000円
福祉用具貸与（特定福祉用具販売含む。）（予防を含む。）	40,000円
特定入居者生活介護（予防を含む。）	40,000円
居宅介護支援	40,000円
介護予防支援	40,000円
地域密着型通所介護（総合事業を含む。）	80,000円
認知症対応型通所介護（予防を含む。）	80,000円
認知症対応型共同生活介護（予防を含む。）	80,000円
小規模多機能型居宅介護（予防を含む。）	80,000円
看護小規模多機能型居宅介護	80,000円
養護老人ホーム	80,000円
サービス付き高齢者向け住宅	40,000円
有料老人ホーム	40,000円
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3項に定める第1号訪問事業および第1号通所事業	40,000円

別表第2（第5項関係）

サービス区分	補助上限
施設入所支援	150,000円
障害児入所支援	150,000円
短期入所	80,000円
共同生活援助	80,000円
自立訓練	80,000円

就労移行支援	80,000円
就労継続支援A型	80,000円
就労継続支援B型	80,000円
生活介護	80,000円
児童発達支援	80,000円
放課後等デイサービス	80,000円
居宅介護	80,000円
重度訪問介護	80,000円
同行援護	80,000円
行動援護	80,000円
就労定着支援	40,000円
計画相談支援	40,000円
障害児相談支援	40,000円
地域移行支援	40,000円
地域定着支援	40,000円

令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症 対策買物代行サービス事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を控えている高齢者、障害者に対し、買物代行サービス事業（以下「買物代行サービス」という。）を実施することについて必要な事項を定め、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 実施主体

買物代行サービスの実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。ただし、適切な買物代行サービスの運営が確保できると認められる者に、買物代行サービスの運営を委託することができるものとする。

3 対象者

買物代行サービスの対象者は、市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者で、在宅で生活し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。ただし、第

9項第1号の規定により買物代行サービスの利用を申し出る時点において、引き続き市内に住所を有するものに限る。

(1) 75歳以上のみで構成される世帯に属する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条にもとづく身体障害者手帳の交付を受けている者で障害の程度が2級以上のもの

(3) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）にもとづく愛の手帳の交付を受けている者で障害の程度が2度以上のもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条にもとづく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の程度が2級以上のもの

(5) その他青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認める者

4 買物代行サービスの申請

買物代行サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、買物代行サービス利用申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

5 買物代行サービスの決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、青梅市買物代行サービス利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

6 利用券の交付

(1) 市長は第4項の規定による申請について利用を承認したときは、4回分の利用券（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、市長は、申請者本人から申出があったときは、月4回分を限度に利用券を追加交付することができる。

7 事業者の募集等

(1) 市長は、別に定めるところにより、買物代行サービスの委託先事業者を募集するものとする。

(2) 買物代行サービスの運営を受託しようとする者は、前号の募集内容にもとづき、青梅市買物代行サービス事業者申請書（様式第4号。以下「事業者申請書」という。）に、市長が別に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

(3) 市長は、前号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、青梅市買物代行サービス事業者承認（不承認）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(4) 市長は、前号の規定により、買物代行サービスを受託することとなった者（以下「受託者」という。）と買物代行サービスの運営にかかる委託契約を締結する

ものとする。

(5) 市長は、受託者リストを作成し、買物代行サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対し、これを周知するものとする。

8 事業者の変更等の届出

受託者は、事業者申請書に記載した事項を変更し、または事業を廃止しようとするときは、青梅市買物代行サービス事業者変更・廃止届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

9 利用の手続

(1) 利用者は、第7項第5号の規定による受託者のリストから任意の事業者を選択し、当該事業者に買物代行サービスの利用を申し出るものとする。

(2) 前号の規定による申出を受けた事業者（以下「受注者」という。）は、利用者から希望する買物の内容を聴取した上で、速やかにこれを代行し、購入した品物を利用者の住所に届けるものとする。

(3) 利用者は、品物の受取を完了したときは、受注者に対し、利用券を手渡すとともに、品物の購入代金および買物代行サービスの利用1回につき300円の利用者負担金を支払うものとする。

10 委託料の支払

受注者は、買物代行サービスの実施後、第7項第4号の委託契約に もとづき委託料を積算し、実施した買物代行サービスにかかる利用券、実績報告書、受付簿および複写したレシートを添付の上、市長に対し、これを請求するものとし、市長は当該請求にもとづきこれを支払うものとする。

11 委任

この要綱に定めるもののほか、買物代行サービスの実施に関して必要な事項は、市長が定める。

12 実施期日等

この要綱は、令和3年7月12日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市 ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している低所得のひとり親世帯を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和3年4月7日付子発0407第4号別紙）にもとづき、青梅市ひとり親世帯臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給要件

青梅市（以下「市」という。）は、次に掲げる者（すでに他の都道府県、市（特別区を含む。）または福祉事務所を管理する町村から給付金と同種の金銭を受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金を支給するものとする。

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定にもとづき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）または法第6条の規定にもとづく青梅市長（以下「市長」という。）の認定を受けた場合に法第13条の2支給停止者となることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、令和元年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たすもの（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>①法第4条第1項第1号ロまたはニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロまたはニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く受給資格者</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給にかかる支給制限限度額に相当する収入額未満であること（収入には、当該受給資格者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあっては、その受給額を含み、当該者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用</p>
---	---

	<p>の支払を受けたとき、または当該受給資格者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。).</p>
<p>②令で定める児童の養育者である受給資格者</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満であること（収入には、当該受給資格者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。).</p>
<p>③受給資格者の配偶者または当該受給資格者が父もしくは母である場合にあつては当該受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該受給資格者と生計を同じくするものもしくは当該受給資格者が養育者である場合にあつては当該受給資格者の扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するもの</p>	<p>法第10条または第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満であること（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。).</p>

(3) 申請時点において、令和3年4月分の児童扶養手当にかかる法第6条の規定にもとづく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）または法第9条から第11条までの規定にもとづき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、前号の表の左欄に掲げる区分に応じ、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

(4) 前3号の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる区

分に応じ、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、すでに同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合は、この限りでない。

<p>児童扶養手当受給者および公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和3年4月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</p>
<p>公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和2年度予備費閣議決定日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>
<p>家計急変者であって、給付金の申請後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>

3 給付金の支給等

給付金は、支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給するものとする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、1人を超える分の監護等児童1人につき5万円を加算した額とする。

4 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の申込み等

- (1) 市は、児童扶養手当受給者に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。
- (2) 児童扶養手当受給者は、前号の申込みを受けたときは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（様式第1号）により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- (3) 市長は、第1号の支給の申し込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金を支給するものとする。

5 児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式

児童扶養手当受給者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式は、給付金申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難なときに限り行うことができるものとする。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式 令和3年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
 - (2) 指定口座振込方式 前項第3号の支給決定前までに、児童扶養手当受給者が低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）により、市に前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
 - (3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市が市の窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 6 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金にかかる申請受付開始日および申請期限
- (1) 公的年金給付等受給者および家計急変者に対して支給する給付金にかかる市の申請受付開始日は、次項第2号アからウまでに掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。
 - (2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年2月28日までとする。
- 7 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金にかかる申請および支給の方式
- (1) 公的年金給付等受給者および家計急変者に対する給付金の支給を受けようとする者（以下「給付金申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（様式第3号。以下「給付金申請書」という。）により申請を行うものとする。
 - (2) 給付金申請者による申請およびこれにもとづく市による支給は、次のアからウまでに掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、ウに掲げる方式は、給付金申請者が金融機関に口座を開設していないとき、金融機関から著しく離れた場所に居住しているときその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難なときに限り行うものとする。
 - ア 郵送申請口座振込方式 給付金申請者が給付金申請書を郵送により市に提出し、市が給付金申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - イ 窓口申請口座振込方式 給付金申請者が給付金申請書を市の窓口へ提出し、市が給付金申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - ウ 窓口交付方式 給付金申請者が給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
 - (3) 市長は、第1号の規定による給付金申請書による申請に、戸籍謄本、簡易な収入（見込）額の申立書または簡易な所得（見込）額の申立書（様式第4号）、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を添付させることにより、給

付金申請者が第2項の要件を満たす者であるかについて確認を行うとともに、必要に応じて公的身分証明書の写し等を提出または提示させることにより、当該給付金申請者の本人確認を行うものとする。

8 代理による申請

代理により前項第1号の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められるものその他市長が適当と認めるものとする。

9 給付金申請者に対する支給の決定

(1) 市長は、第7項第1号の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定するものとする。

(2) 市長は、前号の規定により給付金の支給を決定したときは、給付金申請者に対し、第7項第2号アからウまでに掲げる方式により給付金を支給するものとする。

10 給付金の支給等に関する周知

市長は、この事業の実施に当たり、支給対象者の範囲、監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金申請者から第6項第2号の申請期限までに第7項第1号の申請が行われなかった場合、当該給付金申請者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(2) 市長が第4項第3号の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和3年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約、変更等の事由により令和4年3月31日までに完了できない場合は、同項第2号の届出があったものとみなす。

(3) 市長が第9項第1号の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和4年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

12 不当利得の返還

市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

この要綱は、令和3年5月11日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

**令和3年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市ひとり親世帯
以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱**

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している低所得の子育て世帯（ひとり親を除く。）を支援するため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和3年5月28日付け子発0528第1号別紙）にもとづき、青梅市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金（以下「本給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 支給要件等

本給付金の支給要件は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する次の各号に掲げるものとし、いずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に、本給付金を支給するものとする。ただし、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同号に規定する障害児入所施設等の設置者および法人については、この限りでない。

(1) 第3項第1号に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、アに規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、イに規定する所得要件のいずれかに該当するものであること。

ア 養育要件

(ア) 令和3年4月分の児童手当（法による児童手当（法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者であること。

(イ) 令和3年4月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同

じ。)の受給者であること。

(ウ) 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）または法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者であること。

(エ) 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）または特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者であること。

(オ) 前(ア)から(エ)までに該当しない者のうち、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童（以下この号において「特定対象児童」という。）を養育するものであって、日本国内に住所を有するものまたは令和3年4月1日以後に、特定対象児童を養育し、日本国内に住所を有することになったものであること。

イ 所得要件

(ア) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者または市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者であること。

(イ) 前(ア)に該当しない者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和3年1月から令和4年2月までの任意の1月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）または1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）であること。

(2) 前号に掲げる者であって、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる場合に該当することとなったものの養育する児童その他当該児童にかかる本給付金の支給を受ける者として適当と認められるものであること。

児童手当等受給・非課税者（前号ア(ア)または(イ)に該当し、かつ、同号イ(ア)に該当する者（同号	令和3年4月1日以後に死亡した場合
--	-------------------

ア(ア)に該当する者については、法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。)をいう。 以下同じ。)	
新規児童手当等受給・非課税者(前号ア(ウ)または(エ)に該当し、かつ、同号イ(ア)に該当する者(同号ア(ウ)に該当する者については、法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。)をいう。 以下同じ。)	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の児童養育者・家計急変者等(児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者以外の者をいう。)	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 対象児童

- (1) 本給付金の対象児童は、平成15年4月2日(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3に定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成13年4月2日)から令和4年2月28日までの間に出生した児童(日本国内に住所を有する者または児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条に定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。)とする。
- (2) すでに支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給要領(令和3年4月7日付け子発0407第4号別紙)にもとづく給付金または本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除くものとする。
- (3) 対象児童が令和3年4月分の児童手当および特別児童扶養手当の算定の基礎となっている者であるときは、当該対象児童は、児童手当受給者にかかる対象児童とする。
- (4) 対象児童が令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当および特別児童扶養手当の算定の基礎となっている者であるときは、当該対象児童は児童手当受給者にかかる対象児童とする。

4 支給額

本給付金の支給額は、対象児童1人につき5万円とする。

5 市からの申込みによる支給

- (1) 青梅市長(以下「市長」という。)は、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向

を確認した上で、本給付金の支給を決定するものとする。この場合において、支給を希望しない児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（様式第1号）により届出を行うものとする。

(2) 市長は、前号の支給の決定がされた後、次に掲げる方式のいずれかにより、速やかに児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金を支給するものとする。この場合において、エに掲げる方式は、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他次のアからウまでに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

ア 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

イ 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

ウ 指定口座振込方式 前イの支給決定までに、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（様式第2号。以下「支給口座登録等届出書」という。）を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

エ 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、児童手当等受給・非課税者および新規児童手当等受給・非課税者が市に支給口座登録等届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

6 申請受付開始日および申請期限

(1) 申請による本給付金の支給にかかる市の申請受付開始日は、次項第2号各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

(2) 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年2月28日までとする。ただし、令和4年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定または額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和4年3月15日までとする。

7 申請による支給

(1) 申請により本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）（様式第3号。以下「本給付金申請書」という。）により申請を行わなければならない。

(2) 申請者による申請およびこれにもとづく市による支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、ウに掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他アまたはイに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行うものとする。

ア 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

イ 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

ウ 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(3) 市長は、第1号の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本ならびに簡易な収入見込額の申立書または簡易な所得見込額の申立書（様式第4号）および給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2項の要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。

(4) 市長は、第1号の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

8 代理による申請

代理により前項第1号の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められるものその他市長が別に定める方法により適当と認めるものとする。

9 申請者に対する支給の決定

市長は、第7項第1号の規定により提出された本給付金申請書を受取したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第7項第2号アからウまでに掲げる方式により本給付金を支給するものとする。

10 本給付金の支給等に関する周知

市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者および支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行うものとする。

11 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 市長が前項の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第6項第2号の申請期限までに第7項第1号の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなすものとする。

(2) 市長が第5項第1号の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当または特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和4年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除されるものとする。

(3) 市長が第9項の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により令和4年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなすものとする。

12 不当利得の返還

市長は、本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求めるものとする。

13 受給権の譲渡または担保の禁止

本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

14 その他

この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

(1) この要綱は、令和3年6月22日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき支給された本給付金に関して、この要綱の失効後に必要となる本給付金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

青梅市施設型給付費等における処遇改善等 加算Ⅱにかかる研修実施主体認定要綱

1 目的

この要綱は、施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について（令和元年6月24日付け府子本第197号・元初幼教第8号・子保発0624第1号）により定める、幼稚園および認定こども園に対して研修を実施する幼稚園

関係団体、認定こども園関係団体および保育関係団体を処遇改善等加算Ⅱにかかる研修の実施主体（以下「研修実施主体」という。）として認定することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 認定の要件

(1) 幼稚園の研修

青梅市長（以下「市長」という。）は、次に掲げる要件を満たすと認められる幼稚園関係団体を、研修実施主体として認定することができる。

ア 幼稚園教諭に対する研修に関する見識を有している団体であること。

イ 幼稚園教諭に対し適切に研修を実施してきた実績を有すること。

ウ 研修を適切かつ円滑に実施するために、必要な体制を整えていること。

エ 研修の安定的かつ継続的な運営に必要な財政基盤を有するものであること。

オ 団体の役員または関係者等が暴力団関係者（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第3号に規定する「暴力団関係者」をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと。

カ 研修の修了の証明および研修受講履歴の情報管理を行う能力を有しており、個人情報適切に管理できる体制を整えていること。

キ 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的および内容が明確となっており、かつ、各研修内容は、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定にもとづき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。以下同じ。）を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものであること。

ク その他本要綱に定める事項が遵守されること。

(2) 認定こども園の研修

市長は、次に掲げる要件を満たすと認められる認定こども園関係団体、幼稚園関係団体および保育関係団体を、研修実施主体として認定することができる。

ア 保育教諭、幼稚園教諭および保育士に対する研修に関する見識を有している団体であること。

イ 保育教諭、幼稚園教諭および保育士に対し適切に研修を実施してきた実績を有すること。

ウ 研修を適切かつ円滑に実施するために、必要な体制を整えていること。

エ 研修の安定的かつ継続的な運営に必要な財政基盤を有するものであること。

オ 団体の役員または関係者等が暴力団関係者に該当する者でないこと。

カ 研修の修了の証明および研修受講履歴の情報管理を行う能力を有しており、個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

キ 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的および内容が明確となっており、かつ、各研修内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項の規定にもとづき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項をいう。以下同じ。）、幼稚園教育要領、保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定にもとづき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針をいう。以下同じ。）を踏まえて、教育および保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものであること。

ク その他本要綱に定める事項が遵守されること。

(3) 前2号の規定にかかわらず、東京都知事が認定した幼稚園関係団体、認定こども園関係団体および保育関係団体を研修実施主体として認定することができる。

3 認定の申請

研修実施主体として認定を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、必要事項を記載した青梅市処遇改善等加算Ⅱにかかる研修の実施主体認定申請書（幼稚園・認定こども園）（様式第1号。以下「申請書」という。）に次のアからケまでの必要書類を添付して市長へ提出しなければならない。この場合において、当該必要書類を、すでに東京都知事への申請に添付しているときは、その写しによることができる。

ア 研修組織および連絡先等一覧（様式第2号）

イ 研修実績（様式第3号）

ウ 研修体系・研修の主な内容（様式第4号）

エ 研修修了の証明方法および研修受講歴の情報管理の方法（様式第5号）

オ 欠格事由に該当しない旨の誓約書（様式第6号）

カ 団体概要（設立趣旨、事業パンフレット等）

キ 定款または寄附行為等

ク 役員名簿

ケ 直近の決算書等

4 認定の決定

(1) 市長は、前項の規定により申請者から申請があったときはその可否を決定し、青梅市処遇改善等加算Ⅱにかかる研修実施主体認定通知書（幼稚園・認定こども園）（様式第7号）または青梅市処遇改善等加算Ⅱにかかる研修実施主体不認定通知書（幼稚園・認定こども園）（様式第7号の2）により、申請者に通知するも

のとする。

(2) 市長は、研修実施主体として認定された団体名をホームページにて公表するものとする。

5 認定の効力

認定の効力は認定した日以降継続する。ただし、第10項により市長が認定の取消しを行った場合は、この限りでない。

6 申請の補正

市長は、申請書の記載事項または必要書類の内容が要件に適合しないときは、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることができる。

7 変更等の届出

研修実施主体は、認定を受けた後に、認定にかかる内容の変更が生じるときは、青梅市処遇改善等加算Ⅱにかかる研修実施主体認定変更届（幼稚園・認定こども園）（様式第8号）により、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りでない。

8 認定の廃止届

(1) 研修実施主体は、研修事業を廃止する場合は、青梅市処遇改善等加算Ⅱにかかる研修実施主体認定廃止届（幼稚園・認定こども園）（様式第9号。以下「廃止届」という。）を市長に提出する。

(2) 市長は、前号の届出を受理した場合は、青梅市処遇改善等加算Ⅱにかかる研修実施主体認定廃止届受理通知（幼稚園・認定こども園）（様式第9号の2）により研修実施主体に通知するものとする。

9 調査および指導等

(1) 市長は、研修の適切な実施を確保するため必要があると認められるときは、研修実施主体に対して、研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告およびこれにかかる書類の提出を求めることができる。

(2) 市長は、研修実施主体の研修実施状況等に関して適当でない認めるときは、研修実施主体に対して改善の指導を行うことができる。

(3) 市長は、前号の指導を行ったにもかかわらず、研修実施主体に指導による改善が認められないときは、研修実施主体の実施する研修の中止を命ずることができる。

10 認定の取消し

(1) 市長は、研修実施主体が、次のアからカまでのいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

ア 第2項に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。

イ 認定申請等において虚偽の申請、報告または届出等を行ったとき。

ウ 研修を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。

エ 研修の実施に関し、不正な行為があったとき。

オ 前項に定める調査に応じないときまたは改善指導に従わないとき。

カ その他研修実施主体として不適切と判断されるとき。

(2) 市長は、前号による取消しをしたときは、青梅市処遇改善等加算Ⅱにかかる研修実施主体認定取消通知（幼稚園・認定こども園）（様式第10号）により研修実施主体に通知するものとする。

(3) 市長は、第1号による取消しを行った研修実施主体名および取消年月日等を公表するものとする。

11 聴聞の機会

市長は、第9項第3号により研修の中止を命ずる場合および前項により指定の取消しを行う場合は、研修実施主体に対して聴聞を行うものとする。

12 個人情報等の取扱い

研修実施主体は、知り得た個人情報の取扱いについて十分に留意し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

13 その他

この要綱に定めるもののほか、研修実施主体の認定等について必要な事項は、別に定める。

14 実施期日

この要綱は、令和3年6月22日から実施する。

青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅駅前地区市街地再開発組合（以下「組合」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、青梅駅前地区市街地再開発事業（以下「再開発事業」という。）の円滑な推進を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる事業は、組合が行う次に掲げる事業とする。

(1) 次に掲げる事業のうち、補助金の補助を受けようとする年度において、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「国要綱」という。）にもとづく社会資本整備総合交付金の交付対象事業として認められたもの

ア 調査設計計画

- (ア) 事業計画作成
- (イ) 地盤調査
- (ウ) 建築設計
- (エ) 権利変換計画作成

イ 土地整備

- (ア) 建築物除却等
- (イ) 土地の整地
- (ウ) 仮設店舗等設置
- (エ) 補償費等

ウ 共同施設整備

- (ア) 空地等整備
- (イ) 供給処理施設整備
- (ウ) その他共同施設整備

(2) その他青梅市長（以下「市長」という。）が特に必要と認める事業

3 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、前項各号に掲げる事業に要する費用とする。

4 補助金の額

補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額を上限とし、毎年度予算の範囲内において算定した額とする。

- (1) 第2項第1号の事業（次号の事業を除く。） 補助対象経費の3分の2
- (2) 第2項第1号の事業のうち青梅市中心市街地活性化基本計画（平成28年6月17日認定）にもとづく事業 国要綱にもとづき算定した額
- (3) 第2項第2号の事業 市長が別に定める額

5 補助金の交付申請

組合は、補助金の交付を受けようとするときは、青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

6 補助金の交付決定

市長は、前項の申請を受理したときは当該申請にかかる書類等を審査し、交付を適当と認めたときは交付を決定し、青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）により組合に通知するものとする。

7 補助金の交付請求

補助金の交付決定を受けた組合は、青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

8 補助金の交付

市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

9 申請事項の変更

補助金の交付決定を受けた組合は、第5項の規定による補助金交付申請書または添付書類の記載事項に変更が生じたときは、青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金交付変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

10 実績報告書の提出

補助金を受けた組合は、補助事業の完了の日から起算して1か月を超えない日または補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書その他収支決算にかかる収入および支出を証する書類またはその写し

(4) その他市長が必要と認める書類

11 補助金の額の確定

市長は、実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書を審査の上、適正と認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅駅前地区市街地再開発組合運営費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

12 交付決定の取消し

市長は、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の決定の内容およびこれに付した条件その他法令に違反したとき。

13 補助金の返還

市長は、次のいずれかに該当した場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したとき。
- (2) 補助金の額が確定した場合において、すでにその額を超えて補助金が交付されているとき。

14 帳簿の保管

補助金の交付を受けた組合は、事業の状況、費用の支出その他事業に関係ある事項を明らかにする書類および帳簿を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

15 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

16 実施期日等

- (1) この要綱は、令和3年6月1日から実施し、同年4月28日から適用する。ただし、市長が再開事業の終了を認めた日の翌日をもって廃止する。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。
- (3) 青梅駅前地区市街地再開発準備組合運営費補助金交付要綱（平成27年3月27日実施）は廃止する。

青梅市緊急農林業経営安定化資金利子補給金交付要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている青梅市内（以下「市内」という。）の農林業者が、特定の金融機関から経営安定維持に必要な資金の融資を受ける場合の当該融資にかかる利子補給金を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、「農林業者」とは、農業協同組合の正組合員であって、過去2年間に農産物等を市場へ出荷したことがある者または農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定にもとづき青梅市長（以下「市長」とい

う。)が認定した認定農業者もしくは認定新規就農者をいう。

3 対象者

利子補給金の交付対象となる者(以下「利子補給対象者」という。)は、市内在住の農林業者であって、次の全ての要件に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 第6項第1号の規定による事前相談の申込日(以下「申込日」という。)の直近1年以内における月間の農業収入または農業生産高について、前年または前々年の同時期と比較して減少している月があること。

イ 申込日の直近6月間における農産物等の納品先が、前年または前々年の同時期より減少していること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 令和4年3月31日までに第4項に規定する対象資金の融資を受けること。

4 対象資金

利子補給対象者が利用できる資金は、西東京農業協同組合および青梅信用金庫が運用する個人向けフリーローンとし、融資可能金額は10万円以上100万円以下とする。

5 利子補給

利子補給の対象となる利子は、令和8年3月までに農林業者が金融機関に支払う利子額の全額とする。ただし、対象資金の返済を遅延したことによる利子については、利子補給金を交付しない。

6 融資の事前相談等

(1) 利子補給金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青梅市緊急農林業経営安定化資金利子補給事業事前申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添え、金融機関を經由して市長に提出し、事前申込みを行うものとする。

ア 第3項第1号アまたはイに該当することを証明する書類

イ 農業協同組合の正組合員であることが確認できるものまたは農業経営改善計画認定書もしくは青年等就農計画認定書

ウ その他市長が必要と認めるもの

(2) 申請者は、金融機関に前号に規定する申込書の提出を行うとともに、第4項に規定する資金の融資申込みを行うものとする。

(3) 第1号の事前申込みにより、申請者が第3項第1号および第2号の要件に該当するときは、市長は収受印を押した申込書の写しを金融機関に送付するものとする。

7 融資の決定

前項第2号の規定により資金の融資申込みを受けた金融機関は、前項第3号の規定による申込書の写しの受領後、当該融資の審査を行い、審査結果を申請者および市長に通知するとともに、融資を決定したときは、申請者に対し、金銭消費貸借契約書の写しおよび返済計画書を交付するものとする。

8 利子補給金の交付申請等

前項の規定により、金融機関から融資の決定を受けた申請者（以下「融資決定者」という。）は、毎会計年度の4月から3月までの間に金融機関に支払った利子にかかる利息証明書および金銭消費貸借契約書の写しを添えて、青梅市緊急農林業経営安定化資金利子補給金交付申請書（様式第2号）により、市長に利子補給金の交付申請を行うものとする。

9 利子補給金の交付決定等

市長は、前項の規定による交付申請があった場合において、その内容を速やかに審査の上、適当と認めるときは、利子補給金の交付決定をし、青梅市緊急農林業経営安定化資金利子補給金交付決定通知書（様式第3号）により融資決定者に通知するものとする。

10 利子補給金の支払

前項の規定により利子補給金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、青梅市緊急農林業経営安定化資金利子補給金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとし、市長はこれにもとづき利子補給金の交付を行うものとする。

11 利子補給金にかかる変更届出

交付決定者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに青梅市緊急農林業経営安定化資金利子補給変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 繰上償還したとき等、金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約の内容を変更したとき。
- (2) 利子補給対象者の氏名、住所、その他利子補給交付申請書に記載した内容の変更があったとき。

12 融資残高異動状況報告

金融機関は、毎会計年度の9月末時点および3月末時点における交付決定者の融資残高異動状況を翌月末日までに市長に報告しなければならない。

13 利子補給金の打切りまたは返還

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定者に交

付すべき利子補給金の全部もしくは一部を交付せず、またはすでに交付した利子補給金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 第3項に規定する対象者の要件を失ったとき。
- (3) その他市長が利子補給金の交付が適当でないと認めるとき。

14 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和3年7月20日から実施し、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された利子補給金に関して、この要綱の失効後に必要となる交付等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会の公募市民選考基準

1 目的

この基準は、青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会の公募市民募集要領（令和3年6月22日実施。以下「要領」という。）第7項に規定する選考を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 書類審査の方法

- (1) 選考者（要領第6項に定める選考者をいう。以下同じ。）は、応募者から提出された作文により、次の項目について、公募市民とすることの「適・不適」の審査をそれぞれ行うものとする。

ア 青梅市の移住・定住促進に向けた取組みに対する参加の意欲

イ 移住経験を通じて抱いた青梅市に対する思い

ウ 文章の表現その他作文の形式的完成度

- (2) 前号の審査結果をそれぞれの項目ごとに集計し、選考者の過半数が「不適」とする項目があるときは、その者を不合格とする。
- (3) 前号の規定により不合格となる者以外の者を合格とし、その数が募集人数を超えた場合は、公開抽選により当選者および補欠者を決定するものとする。

3 公開抽選

(1) 日時等

公開抽選の日時、場所等については、書類審査終了後、速やかに決定し、合格者宛てに通知するものとする。

(2) 抽選方法

ア 公開抽選は、住宅担当課が開催し、都市整備部長があらかじめ指名した選考者が立ち会うものとする。

イ 抽選は、抽選器によるものとし、選考者のうち都市整備部長があらかじめ指名する者（以下「抽選者」という。）が実施するものとする。

ウ 抽選者は、合格者の受付番号を付した玉を男女別にそれぞれ抽選器に入れ、抽選器により1番に抽出された玉の受付番号の者から順に当選者を決定し、次いで補欠者とその順位を決定するものとする。

4 書類審査の結果の公表

書類審査の結果については、応募者本人の審査結果について、応募者本人から請求があった場合に限り公表するものとする。

5 報告

選考結果は、青梅市長に報告するものとする。

6 実施期日等

この基準は、令和3年6月22日から実施し、青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会設置要綱（令和3年6月22日実施）第3項の規定にもとづき、市長が公募市民について懇談会員の委嘱をした日の翌日をもって廃止する。

青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会の公募市民募集要領

1 目的

この要領は、青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会設置要綱（令和3年6月22日実施）第3項に規定する懇談会員のうち、公募市民の募集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

公募市民に応募することのできる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 青梅市の区域内に住所を有する者

(2) 応募時点において満18歳以上の者

(3) 青梅市の移住・定住施策に関心があり、平日の昼間に懇談会への出席が可能な者

- (4) 青梅市に平成23年4月以降に移住した者（福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村および奥多摩町からの転入者は除く。）
- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者
- (6) 青梅市の他の付属機関等の委員等でない者
- (7) 青梅市職員でない者

3 応募方法

公募市民に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる事項を記載した応募申込書を、持参、郵便または電子メールにより青梅市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名、年齢、性別、電話番号および電子メールアドレス
- (2) 「自身の青梅市への移住経験を踏まえた応募動機」の作文（300字以上400字以下）

4 募集人数

募集人数は、原則として男女各1人とする。ただし、性別ごとの応募人数が、これに満たない場合は、この限りでない。

5 募集期間

募集期間は、募集開始日から2週間とする。

6 選考者

公募市民を選考する者は、都市整備部長、住宅課長および秘書広報課長とする。

7 選考方法

- (1) 一次選考は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、審査に合格した者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。
- (3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

8 庶務

公募市民の募集に関する庶務は、住宅担当課において処理する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、公募市民の募集に関し必要な事項は、市長が定める。

10 実施期日等

この要領は、令和3年6月22日から実施し、青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会設置要綱第3項の規定にもとづき、市長が公募市民について懇談会員の委嘱をした日の翌日をもって廃止する。

青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会設置要綱

1 設置

青梅市移住・定住促進プラン（以下「プラン」という。）の策定に当たり、市民、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 意見交換を行う事項

懇談会は、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他移住・定住施策に関し必要な事項に関すること。

3 懇談会の構成

(1) 懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する懇談会員 8 人以内をもって構成する。

- ア 学識経験者 2 人以内
- イ 市内事業者の代表 2 人以内
- ウ 市民団体の代表 2 人以内
- エ 公募市民 2 人以内

(2) 市長は、必要と認めるときは、臨時で懇談会員を追加することができる。

4 会議の進行等

- (1) 懇談会に座長および副座長を置く。
- (2) 座長は、懇談会員が互選する。
- (3) 副座長は、座長が指名する。
- (4) 座長は、懇談会の会議を進行する。
- (5) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 実施結果の公表

懇談会の会議で実施した意見交換の結果については、青梅市ホームページ等により青梅市民に公表するものとする。

6 庶務

懇談会の庶務は、住宅担当課において処理する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

8 実施期日等

この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日から実施し、令和 4 年 4 月 1 日にその効力を失うものとする。

青梅市移住・定住促進検討委員会設置要綱

1 設置

人口減少下におけるまちの持続的な発展を目指し、本市の豊かな地域資源を活かした移住・定住促進施策を検討するため、青梅市移住・定住促進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 移住促進に関すること。
- (2) 定住促進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

3 組織

(1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 都市整備部長

イ 副委員長 住宅課長

ウ 委員 秘書広報課長、企画政策課長、子育て推進課長、商工観光課長、農林水産課長、都市計画課長および指導室長

(2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員とすることができる。

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

6 部会

- (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について専門的な調査および研究を行うため、部会を置くことができる。
- (2) 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、部会に前号に定める者以外の者を出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、住宅担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年6月22日から実施する。

令和3年度青梅市新型コロナウイルス 感染症対策住宅改修補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染予防等を図るため、所有者等が自ら居住する住宅に対し実施する新しい生活様式に資する改修工事に要する経費の一部を補助することにより、安全で安心な住まいづくりを推進することを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 青梅市（以下「市」という。）に存する家屋（マンション等の共同住宅にあっては専有部分をいう。）で、引き続き居住の用に供するものをいう。
- (2) 移住しようとする者 令和3年7月1日以後に、定住を目的として、新たに市の区域内に住民登録をしようとする者（同日以後に市から転出した者を除く。）をいう。
- (3) 改修工事 既存住宅の全部または一部（設備を含む。）の機能または性能を向上させるための工事をいう。

3 補助対象住宅

補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、申請日において、次に掲げる要件を全て満たす既存住宅とする。ただし、補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）が移住しようとする者の場合は、第13項の実績報告の提出日まで第1号および第2号を満たすものとする。

- (1) 申請者が生活の本拠としていること。

- (2) 申請者または3親等以内の親族（以下「親族」という。）が所有する住宅であること。
- (3) マンション等の共同住宅の場合、申請者または親族が所有する居住の用に供する専有部分であること。
- (4) 延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているもの（賃貸を目的とするものを除く。）であること。
- (5) 所有者（共有者を含み、次項に規定する者を除く。）に市税（移住しようとする者であるときは、転入前の住所地の市町村税または特別区税。以下同じ。）の滞納がないこと。

4 補助対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。ただし、移住しようとする者であるときは、第1号および第2号の要件は第13項の実績報告の提出日までに満たすものとする。

- (1) 市の区域内に住民登録をしていること。
- (2) 補助対象住宅に自ら居住していること。
- (3) この要綱にもとづく補助を受けた後も、補助対象住宅に継続して居住する意思を有していること。
- (4) 市税に滞納がないこと。

5 補助対象工事

(1) 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染予防等を図り、新しい生活様式に資するための改修工事とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 補助金の交付決定後に契約締結し、令和4年2月末日までに工事を完了すること。

イ 他の補助金の交付を受けていない工事であること。

ウ 次のいずれにも該当しない工事であること

- (ア) 住宅に付属していない車庫や物置等の工事
- (イ) 併用住宅の居住以外の部分の改修工事
- (ウ) 外構（門、塀等の住宅の外にある構造物および庭）の工事
- (エ) 機能改善・向上にならない取替え工事（自動水栓化工事を含む。）
- (オ) 改修工事と関連しない修繕を内容とする工事
- (カ) 申請者が直接行う工事
- (キ) 新築工事

- (ク) その他青梅市長（以下「市長」という。）が不適當と認める工事
- (2) 補助対象者は、補助対象工事の施工に当たっては、市内で事業を営む施工業者に発注するよう努めなければならない。

6 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前項に定める補助対象工事にかかる経費とする。ただし、市長が適當でないと認める経費は除くものとする。

7 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同表の右欄に掲げる補助限度額を上限として、予算の範囲内で交付するものとする。

区分	補助率	補助限度額
(1) 市内に住所を有する者	3分の1	50万円
(2) 移住しようとする者	2分の1	100万円

8 補助の回数

補助の回数は、同一の補助対象住宅または補助対象者に対し、1回限りとする。

9 補助金の交付申請

申請者は、契約締結前に、青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市の区域内に住民登録をしている者が、申請書において申請内容の調査および確認に同意した場合は、第5号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類
- (2) 申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合は、申請者と所有者の関係が確認できる書類
- (3) 申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合または共有名義の場合は、住宅改修承諾書兼委任状（様式第2号）
- (4) 申請者の住所地が確認できる書類
- (5) 市税の完納を証明する書類
- (6) 補助対象工事にかかる見積書および経費明細書の写し
- (7) 補助対象住宅の配置図および建物平面図（面積、間取り、工事を行う部分等の分かる書類）
- (8) その他市長が必要と認める書類

10 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査の上、補助金交付の可否を、青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金交付決定通知書（様式第3号）または青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長は、交付を決定しようとする補助金の額が予算の範囲を超えた場合は、補助金を交付する者を、別に定める公開抽選の方式により決定することができる。この場合において、公開抽選により交付または不交付の決定がされた者に対し、前号の通知を行うものとする。

11 補助対象工事の変更および交付変更決定

- (1) 前項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするときは、青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金交付変更申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付決定後の補助金額の増額変更は行わないものとする。

ア 変更内容が確認できる見積書および経費明細書の写し

イ 変更内容が確認できる補助対象住宅の配置図および建物平面図（変更を行う部分等の分かる書類）

ウ その他市長が必要と認める書類

- (2) 市長は、前号に規定する申請書が提出されたときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査し、適当と認めるときは、青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

12 補助対象工事の中止

補助決定者は、事情により補助対象工事を中止するときは、青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金中止届出書（様式第7号）により市長に届け出なければならない。この場合において、当該補助金の交付決定はされなかったものとみなす。

13 実績報告

補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市の区域内に住民登録をしている者が、第9項に規定する申請書において申請内容の調査および確認に同意した場合は、第4号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 補助対象工事請負契約書、経費明細書および領収書の写し
- (2) 補助対象工事の着工前および完了後の状況が分かる写真
- (3) 補助対象工事が法令等の規定により許可または確認の申請を行った場合は、その検査済証等の写し
- (4) 移住しようとする者の場合は、転入後の住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

14 補助金額の確定

市長は、前項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金交付額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

15 補助金の交付請求および支払

補助決定者は、補助金額の確定後、速やかに青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の支払を行うものとする。

16 決定の取消し

- (1) 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
 - ア この要綱の規定その他法令に違反したとき。
 - イ 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - ウ その他市長が交付決定を不相当と認めるとき。
- (2) 市長は、前号の規定により取消しをしたときは、青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、速やかに通知するものとする。

17 補助金の返還

市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる補助金が補助決定者にすでに交付されているときは、その全部または一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

18 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

19 実施期日等

- (1) この要綱は令和3年7月1日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症 対策住宅改修補助金審査委員会設置要綱

1 目的

この要綱は、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金交付要綱（令和3年7月1日実施。以下「交付要綱」という。）第10項に規定する交付申請書類の審査を適正に行うため、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 所掌事項

委員会は、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策住宅改修補助金（以下「補助金」という。）の交付申請書類の審査に関することを所掌する。

3 組織

- (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 都市整備部長

イ 副委員長 総務部施設担当部長

ウ 委員 新型コロナウイルス感染症経済対策担当主幹、施設課長および住宅課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員とすることができる。

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

6 審査方法

- (1) 委員会は、交付申請書類について、交付要綱にもとづく各要件の審査を行うとともに、当該申請にかかる工事が補助金の目的として掲げる「新しい生活様式に資する」か否かの判定を行い、補助金の交付対象とすることの「適・不適」を決定するものとする。
- (2) 前号の判定は、当該工事を「感染予防対策」や「働き方の新しいスタイル」等のあらかじめ定める承認項目に照らし行うものとする。

7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、住宅担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年7月1日から実施し、第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。